

重要

記入例 (養成機関用)
※鉛筆・消せるボールペン利用不可

状況証明書

氏名 よこはま たろう			学年 〇年		
養成機関より指定された登校日数 横浜 太郎			学科 〇〇科		
実際に登校した日					
月	要出席日数	出席日数	月	要出席日数	出席日数
4月	5 日	5 日	10月	日	日
5月	4 日	3 日	11月	日	日
6月	0 日	0 日	12月	日	日
7月	日	日	1月	日	日
8月	日	日	2月	日	日
9月	日	日	3月	日	日
要出席日数が0日の理由 (※)		オンライン授業の為 (通信教育のため等)			

※要出席日数が0日の場合は、その理由をご記入ください。(記入例:夏期休暇のため。)

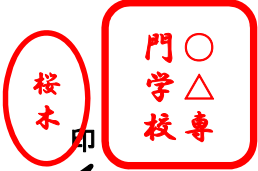
上記のとおり出席状況について証明します。

令和 〇年 ×月 ×日

所在地 **横浜市中区××町1-1**

養成機関名 **〇△専門学校**

養成機関の長 **桜木 マチコ**



(注意) 受給者の方へ

- ①この証明書は、受給者ご本人がこども青少年 (郵送先: 〒231-0005 中区本町6-50-10 こども)
- ②訓練促進給付金の支給月の13日までに、提
- ③前月までの受講状況等が確認できないと支給できませんので、忘れずに提出してください。
- ④年度の最初の支払期月(修業開始年度を除く。)については、養成機関の長が証明する単位取得 証明書等を確認しますので、この証明書と一緒に提出してください。
- ⑤証明内容や、その他在籍状況に関わる内容について養成機関へ直接確認することがあります。

養成機関長の印または、養成機関の印を押してください。
※スタンプ印(シャチハタ等)不可

(裏面参照)

横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(抜粋)

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者(以下「受給者」という。)に対し、おおむね四半期ごとに、出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書等の提出を求めるものとする。

2 市長は、受給者に対し、毎年8月中に、訓練促進給付金現況届及び必要書類の提出を求めることにより、第4条第1項第1号の対象者要件及び第7条第1項第1号の対象者区分を確認するものとする。

なお、正当な理由がなくて、届出をせず、又は書類を提出しないときは、8月以降の訓練促進給付金の支払を一時差しとめることができる。

3 市長は、受給者に対し、前2項の他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

4 受給者は母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取

りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成するもの(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったとき又はその他変更があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に「高等職業訓練促進給付金受給資格喪失・取得・変更届」(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

横浜市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要領(抜粋)

2 支給に係る留意事項

(4) 月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月の訓練促進給付金については不支給とする。ただし、夏期休暇等年間学習課程に組み込まれているものについては、支給することができる。

3 訓練促進費の支給

(1) 訓練促進給付金の支給については、4月、7月、10月及び1月の四期にそれぞれ前月までの分を受講状況及び、年度の最初の支払期月(修業開始年度を除く。)については、養成機関の長が証明する単位取得証明書等を確認後、支給決定を受けた本人の普通預金口座への口座振込みによって行うものとする。

(2) 前支払期月に支払うべきであった訓練促進給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその

期の訓練促進費は、その支払期月でない月であっても支払うものとする。